

令和8年度  
吹田市保育所及び小規模保育事業所A型  
設置事業者募集要項



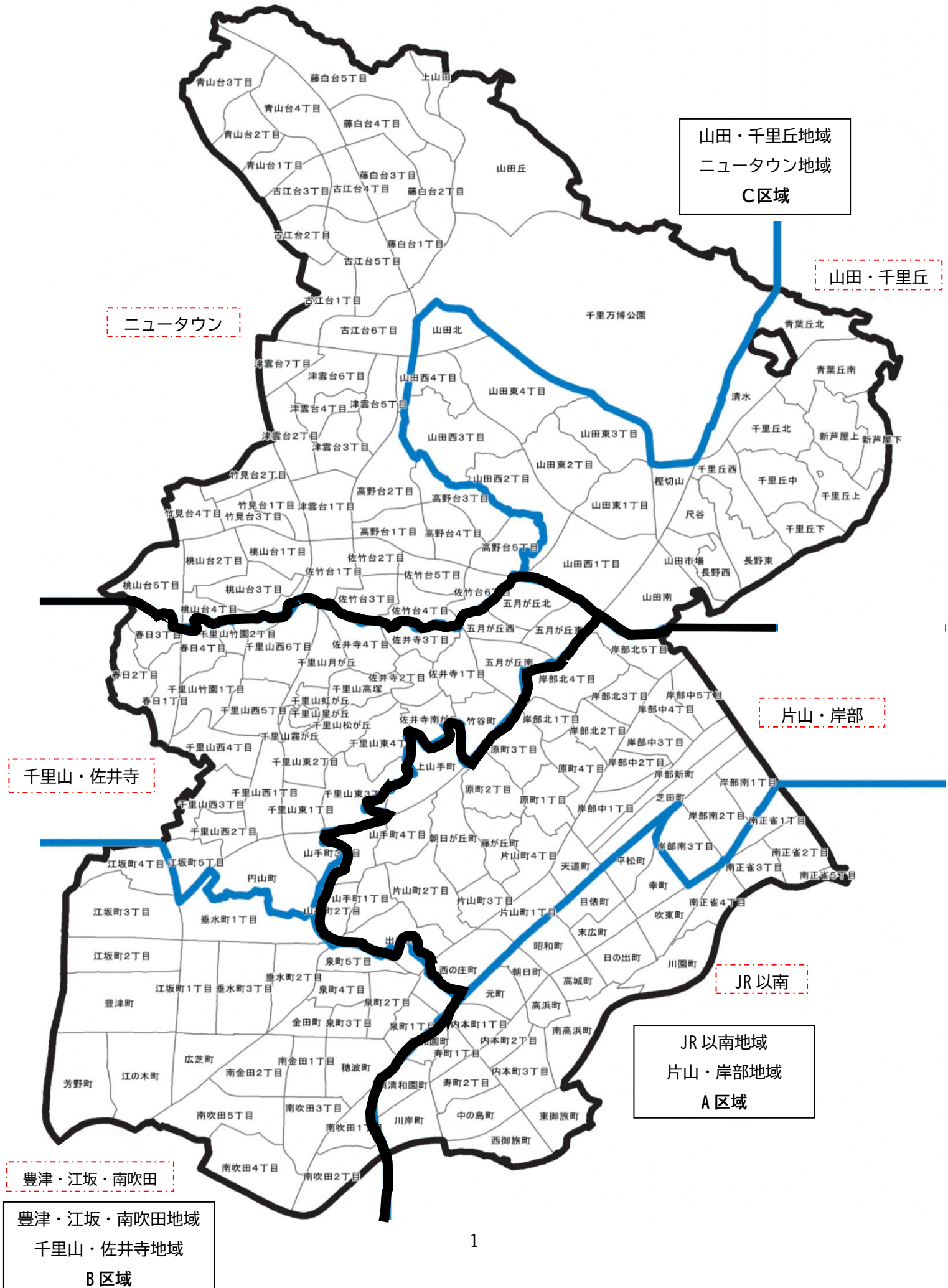
令和8年（2026年）6月

吹田市 児童部 保育幼稚園室

## 目 次

1. 募集の趣旨	2
2. 募集の概要	2～3
(1) 募集地域及び施設等	
(2) 全体スケジュール	
3. 応募資格	3～6
4. 応募条件	6～7
(1) 整備に係る条件	
(2) 運営に係る条件	
5. 各種助成金	8
6. 応募手続き	8～10
(1) 募集要項の公表	
(2) 質問の受付及び回答	
(3) 提案書等の提出	
7. 審査及び選定	10～11
(1) 審査方法	
(2) プレゼンテーション審査	
(3) 選定結果	
(4) 応募の辞退	
8. 選定後の流れ	11～12
(1) 本市との協議	
(2) 地域説明	
(3) 設計	
(4) 整備	
(5) 認可申請（確認申請）	
(6) 事業終了時	
9. 失格事項	13
10. その他	13
別紙1 提出書類一覧	14～16
別紙2 審査基準	17～22

# 吹田市内の保育提供区域図



## 1. 募集の趣旨

本市においてはこれまで、増加する保育需要に対応するため、既存保育所等での定員拡充等に取り組んできましたが、将来的に提供量の不足が見込まれる区分（地域・年齢）での施設整備を推進するため、「こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、市域内で新たに保育所及び小規模保育事業所A型（以下「保育所等」という。）を設置、運営する事業者を募集するものです。

## 2. 募集の概要

### （1）募集地域及び施設等

本公募で募集する地域及び施設は下記のとおりとします。今後も保育需要の増加が見込まれる等により、特に優先的に保育所等を設置する必要があると考えられる地域に下線を引いています。当該地域での応募は、審査において加点の対象としています。利用者にとって利便性が高く、将来的に保育需要が見込まれる立地での設置を検討してください。なお、近隣に他の事業者が運営する認可保育所等が存在する場合、安定的な施設運営の観点から選定対象から除外する場合があります。また、下記の地域以外であっても、募集地域の提供量としてみなす合理性が認められる場合は選定対象に含める場合があります。

#### 【募集地域及び施設】

地域		施設	開所年月日	定員	選定数
A 区 域	片山・ <u>岸部</u> 地域	小規模保育 事業所A型※	令和9年4月1日まで	19人	1
	B 区 域	<u>豊津・江坂</u> ・ 南吹田地域	保育所	令和10年4月1日まで	100人程度
小規模保育 事業所A型※			令和9年4月1日まで	19人	2
<u>千里山</u> ・ 佐井寺地域		保育所	令和10年4月1日まで	100人程度	1
		小規模保育 事業所A型※	令和9年4月1日まで	19人	1

※事業所内保育事業での提案を選定対象に含める場合があります。

## (2) 全体スケジュール

	手続き	日程
1	募集要項の公表	令和8年6月1日(月)
2	質問の提出	令和8年6月1日(月)～18日(木)
3	質問の回答	令和8年6月26日(金)
4	事業提案書の提出	令和8年7月1日(水)～31日(金)
5	プレゼンテーション審査	令和8年9月24日(木)
6	結果通知発出	令和8年9月30日(水)頃

### 【小規模保育事業所A型】

7	事前協議	令和8年10月1日(木)～6日(火)
8	入札手続(施設整備助成金の交付対象となる場合のみ)	令和8年11月頃
9	認可申請書の提出	令和8年12月頃
10	工事着工	令和9年1月初旬
11	実地確認	令和9年3月上旬
12	開所	令和9年4月までに

### 【保育所】

7	事前協議	令和8年12月初旬
8	入札手続(施設整備助成金の交付対象となる場合のみ)	令和9年4月頃
9	工事着工	令和9年5月頃
10	認可申請書の提出	令和9年12月頃
11	実地確認	令和10年3月上旬
12	開所	令和10年4月までに

## 3. 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。なお、事業者の決定までの間に、資格要件を満たさなくなった場合又は満たないと本市が判断した場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第22号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (3) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていないこと。
- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申立て。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て。
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）の規定による和議開始の申立て。
- (4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年条例第50号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与していないこと。
- (6) 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本金若しくは人事面において関連がある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社を含む）が、他の応募者の構成企業及び協力企業として参加していないこと。
- (7) 応募日時点において下記のいずれかの要件を満たすこと。
- ア 認可施設（保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所）を運営していること。
  - イ 社会福祉事業を行っていること。
  - ウ 開設の届出日から本市で1年以上又は本市以外で3年以上、認可外保育施設を運営していること。
- (8) 直近3事業年度分の法人税、法人市・府民税など、法人に課される税金に滞納がないこと。  
なお、創設から3事業年度に満たない法人は創設年度以降とする。
- (9) 現に運営している施設において、過去2年の所管庁等による監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- (10) 児童福祉法第35条第5項の規定を満たすこと。なお、「社会福祉法人及び学校法人」と「それ以外の法人」で規程が異なるため、留意してください。

【児童福祉法第35条第5項の概要】

	内容	社会福祉法人 学校法人	左記以外
第1号	<p>次の（ア）（イ）のいずれも満たす経済的基礎があること。</p> <p>（ア）法人設立後、事業実績が3年以上ある法人で、かつ、直近3年の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。</p> <p>（イ）年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金等により有していること。</p>	—	○
第2号	<p>当該法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものが、社会的信望を有すること。</p>	—	○
第3号	<p>以下の（ア）、（イ）及び（エ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）及び（エ）に該当すること。</p> <p>（ア）実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。</p> <p>（イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所等の運営に関し、当該保育所等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。</p> <p>（ウ）経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。</p> <p>（エ）他事業を行っている場合、直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと（創設後、3事業年度に満たない法人については、全事業年度分）。</p>	—	○

内容		社会福祉法人 学校法人	左記以外
第4号	次のいずれにも該当しないこと（一部抜粋）。 （ア）申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 （イ）申請者が、認可を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者。 （ウ）申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	○	○

#### 4. 応募条件

##### (1) 整備に係る条件

ア 「吹田市助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年吹田市条例第28号）」「吹田市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第34号）及びその他の関係法令に適合した施設であること。

イ 「建築基準法」における最新の耐震基準を満たし、耐震上問題のない建物であること。

ウ 災害時等の有事に備え、複数の避難経路の確保に努めること。

エ 施設敷地内に2歳以上の定員に必要な面積の屋外遊戯場を確保するよう努めること。ただし、用地の確保が困難な場合、近隣の公園等をこの代替地として設定することができる。なお、屋上に屋外遊戯場を設置する場合に必要なトイレには、屋根を設けること。

オ 基本設計内容（提案図面等）については、選定後においても、本市と協議の上可能な範囲で柔軟に変更が可能なものとする。

##### 【土地又は建物を賃借する場合】

カ 貸与を受けている土地・建物は、原則として地上権又は賃借権を設定の上、登記すること。ただし、以下の（ア）（イ）のいずれかに該当し、安定的な事業の継続性が担保されている場合は、登記を行わないこととしても差し支えないこと。

（ア） 建物の賃借期間が10年以上の場合（小規模保育事業所A型の場合、契約期間を2年以上とし、契約書に自動更新に関する条項が規定されていること）

（イ） 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

キ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

ク 社会福祉法人及び学校法人以外で保育所を設置する場合、賃借料の財源について、安定的に賃借料を得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1,000万円（年間賃借料が1,000万円を超える場合は当該額）を基本として事業規模に応じ安定的に運営可能と都道府県等が認めた額の合計額を預貯金等、安全性・換金性の高い形態により保有していること。

ケ 社会福祉法人及び学校法人以外で小規模保育事業所A型を設置する場合、賃借料の財源について、安定的に賃借料を得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と事業の年間事業費の12分の2以上に相当する額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

#### 【既存建物を活用する場合】

コ 建築検査済証の交付が確認できること（紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明により代替可能とする）。なお、検査済証の交付が確認できない場合においては、「検査済証のない建築物に係る指定 確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成26年7月2日付け国住指第1137号）に基づく調査報告書の提出があり、当該建物が建築・増改築時において建築基準法に適合していたものであることが客観的に判断できること。

#### (2) 運営に係る条件

ア 開所日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日までとすること。

イ 開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までを含む11時間以上とすること。なお、延長保育時間は開所時間内で設定すること。

ウ 保育所は0歳から5歳まで、小規模保育事業所A型は0歳児から2歳児までの定員を設定すること。保育所においては2歳の定員と3歳の定員は1人以上の定員差を設けるなど、「持ち上がり」以外の3歳児が入所可能となる定員構成とすること。

※選定後に市が定員の構成について協議する場合があります。

エ 0歳児の受け入れは、原則として産休明け（生後57日目）からとすること。

オ 施設長は、施設の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、やむを得ない場合を除き、開所後3年間は変更をしないよう努めること。

カ 保育中における利用児童の事故等に備え、損害賠償責任保険に加入すること。

キ 保護者との交流を図り、保護者の意見を保育運営に適切に反映すること。

ク 保育士等の資質向上を図るため、人権・虐待防止等に関する研修を含め、各種研修を積極的に実施すること。

ケ 休日保育等の多様な保育ニーズに対応する事業や一時預かり事業、乳幼児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）等の広く市内の未就学児やその保護者向けに提供される事業を積極的に実施すること。

コ 施設名称について、同一又は類似する名称の幼稚園、保育所等が存在することにより、利用者に混乱を生じさせることのないよう配慮すること。

## 5. 各種助成金

施設整備に関して本市や国の交付要件を満たす場合、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」及び「保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）」による助成金の交付を予定しています。

ただし、これらの助成金の交付決定は後日となることから、本公募の事業選定をもって、交付を確約するものではありません。応募に当たっては、助成金の交付の有無に関わらず事業を実施することに同意の上、ご提案ください。交付要件等の詳細については、事業提案書の提出までに、本市にお問い合わせください。

《交付額の試算について》

※国により交付額が改定される場合があります。

※市議会での予算議決、国による決定を得られた場合に交付が可能です。

■助成率 3/4

■交付上限額の一例（概算）

【令和8年度参考額】

施設類型	条件		交付上限額（概算）
保育所 （定員100人）	所有物件 （新築工事）	特殊付帯工事（ソーラーパネルの設置等）を実施する場合	約2億4,680万円
		実施しない場合	約2億2,950万円
	賃貸物件（改修工事）		約5,090万円
小規模保育事業所A型 （定員19人）	賃貸物件（改修工事）のみ		約2,030万円

## 6. 応募手続き

### （1）募集要項の公表

募集要項及び資料等については、本市ホームページからダウンロードしてください。窓口での配布は行いません。なお募集要項及び資料等は予告なく追加、内容の変更を行う場合がありますので、予めご了承ください。変更内容については、本市ホームページに掲載します。

<<https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1020164/1018254/1044251.html>>

### （2）質問の受付及び回答

#### ア 受付期間

令和8年6月1日（月）から6月18日（木）まで

#### イ 質問方法

電子申込システムにより提出してください。

#### ウ 回答方法

令和8年6月26日（金）までに本市ホームページに掲載します。

## エ 留意事項

- (ア) 質問及びその回答は、質問者の企画提案のノウハウ等や権利、若しくは競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、公表しません。
- (イ) 公表する内容は質問及びその回答のみとし、質問者等の名称は公表しません。
- (ウ) 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。
- (エ) 本市からの質問に対する回答の公表をもって、本募集要項等の補完、追加又は修正とします。
- (オ) 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しません。

## (3) 提案書等の提出

### ア 提出書類

提出書類は、別紙1「提出書類一覧」のとおりとします。様式の定めがある場合を除き、原則A4サイズ（図面はA3サイズ）、横書きで作成してください。A3サイズの場合は見やすいように折りたたんでください。

### イ 提出期間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金）までの午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

### ウ 提出先

吹田市児童部保育幼稚園室（整備グループ）

### エ 提出方法

- (ア) 事前予約の上、持参により提出してください。郵送等による受付は行いません。  
事前予約の方法については、令和8年6月26日（金）までに本市ホームページに掲載します。なお、書類提出時に提出書類が揃っているかの確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。
- (イ) 提出書類は「提出書類一覧表」にて、提出前に確認してください。
- (ウ) 正本1部、副本7部を書面により提出してください。書面の提出2営業日前に電子申込システムにて正本のデータを提出してください。
- (エ) 副本については、法人名、法人所在地、代表者名、園名、独自の取組やコンテンツ名等、提案者が特定される記載部分を黒塗りにする（削除する）等判読不能な状態としてください。

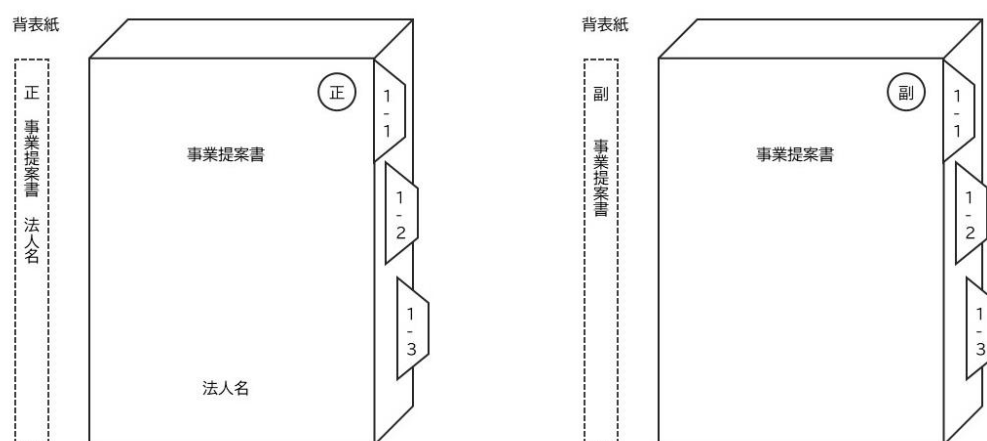
### オ 提案書等に関する留意事項

- (ア) 募集要項に沿って提出書類が作成されていない、提出書類に不備がある場合は受付できません。提出に当たっては、正本、副本ともに必ず内容を十分に確認してください。
- (イ) 提出期間の終盤は予約が集中しますので、余裕をもって提出してください。
- (ウ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (エ) 提出期間後の提出書類の差替、追加はできません。ただし、本市が必要と認める場合に限り、差替、追加資料の提出を求めることがあります。

(オ) ヒアリング時に提出書類の内容に基づいて質問を行う場合があります。応募者において控えを保管し、ヒアリング時に持参できるようにしてください。

#### 《提出書類の製本》

- ・提出書類には、提出一覧表の資料番号ごとにインデックスを付けてください。
- ・提出書類番号ごとにページ番号を付与した上で、パイプ式ファイル等に綴じて提出ください。
- ・表紙及び背表紙に「事業提案書」及び法人名（正本のみ）を記載してください。



## 7. 審査及び選定

事業者の審査は、保育等事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において実施します。提案書の確認及びプレゼンテーション審査を行い、別紙2「審査基準」に基づき、認可基準の適合性、事業の継続性及び安定性、並びに適格性等の観点から、審査します。審査は募集地域及び施設類型ごとに行います。なお、応募者数が募集件数と同数以下の場合でも事業者としての適否について審査します。

### (1) 審査方法

ア 選定会議の委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とします。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位とします。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位とします。いずれの方法でも決定できない場合は、選定会議の合議又は多数決により決定します。

イ 各委員による評価点の合計が全体配点の6割に満たない場合は、選定しません。

ウ 複数の提案者から同一不動産を活用した提案がされた場合、同一不動産を提案した提案者のうち、最上位の者以外の者に関しては順位付けを行いません。ただし、最上位の者が事業実施に至らなかった場合、同一不動産を提案した提案者の最上位の者以外の者で順位付けを行い、最上位となった者と協議を実施する場合があります。

- エ 選定会議は非公開とし、審査に関する質問や結果等への異議等は受け付けません。
- オ 審査項目及び配点等は、別紙2「審査基準」のとおりとします。提出書類の作成及びヒアリングの参考としてください。

## (2) プレゼンテーション審査

### ア 実施日時

令和8年9月24日（木）（予定）

※実施場所及び時間等の詳細については個別に電子メールにより通知します。

※プレゼンテーション審査に出席できない場合は失格とします。

### イ 時間配分（予定）

プレゼンテーション5分、ヒアリング15分の予定ですが、都合により変更する場合があります。

### ウ その他

(ア) 当日の出席者は3人以内とし、原則、事業責任者又は施設長予定者が出席してください。

(イ) 提案書及び手持ち資料の持ち込みは可能ですが、追加の資料配布は認めません。

(ウ) 事業者名が特定できるようなもの（名札、バッジ等）は身に着けないでください。

## (3) 選定結果

結果は、電子メールにより通知します。また、選定された応募者の事業者名等は、本市ホームページ上で公表します。なお、選定されなかった事業者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内（最終日が閉庁日となる場合は、翌開庁日まで）に、書面（任意の様式）により事務局に説明を求めることができます。

## (4) 応募の辞退

応募提案書の提出後に応募を辞退する場合、速やかに辞退届を作成し、持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、書留等配達記録が残る方法により郵送してください。また、事前に辞退の意向を電話で連絡してください。

## 8. 選定後の流れ

### (1) 本市との協議

選定された事業者は、速やかに本市と事業実施に関する詳細な協議を行い、承認を受ける必要があります。承認後、事業実施に関する準備行為への着手が可能となります。なお、選定された事業者が、事業実施までに応募資格を満たさなくなった場合、本市との協議で合意に至らない場合、事業実施を承認することはできません。この場合、次の順位の事業者と協議を実施する場合があります。また、事業者がその責に帰すべき事由により事業を実施しない場合、本市から損害賠償請求を行うことがあります。

### (2) 地域説明

ア 事業者は、できる限り速やかに近隣住民、自治会等を対象とした説明会を開催し、事業内容の説明を行うとともに、要望等に対しては、事業者の責任において誠意をもって対応してください。

イ 工事着工前には、工事スケジュール、連絡先、騒音、安全対策等について説明、周知してください。

ウ 具体的な実施方法、開催日時等については、事前に本市と協議し、本市の指示に従ってください。

### (3) 設計

ア 事業者は、業務の遂行に必要な各種申請等の手続きを速やかに行うとともに、関係機関との協議内容を本市に報告してください。また、必要に応じて各種許認可の書類の写しを本市に提出してください。

イ 設計において、関係機関との協議等により事業提案書等の内容に変更が生じた場合には本市に承認を得てください。

### (4) 整備

ア 事業者は、工事に必要な各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障が生じないよう、事業者の責任において実施してください。

イ 整備に関する助成金の交付を受ける場合、入札は本市の入札の手引きに基づき、本市と協議の上で進めてください。

ウ 整備に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者が責任を負うものとします。

エ 施工に際しては工事の関係者間で必要な調整を十分に行い、的確な施工管理を行ってください。

オ 工事車両の通行に際しては十分な安全対策を講じるとともに、砂埃や騒音・振動、悪臭、交通渋滞等についても近隣への影響を最小限に抑える対策を講じることとし、近隣住民から苦情が寄せられた場合には誠意をもって対応し、事業実施者自らの責任及び費用において対応してください。

カ 関係機関等との調整結果、対応内容、工事スケジュール等については、随時本市に報告してください。

キ 本市は必要に応じて、保育所等の整備工事の状況について確認を行う場合があります。

### (5) 認可申請（確認申請）

事業者は、保育所等を開設するため、認可・確認を受ける必要があります。本公募において事業者として選定されたことをもって、認可を確約するものではありません。

### (6) 事業終了時

事業者は、当該保育事業を終了する場合、終了日までに利用者の保育に支障が生じないよう、必要な対応をしてください。また、保育所等の廃止に当たっては、当該施設の利用者、近隣住民に対して十分な説明を行い、要望に対しては最大限に尊重し、その対応に努めてください。収去の方法等については、事業終了日の前年度の4月を目途に、本市と協議してください。

例) 令和9年3月末（令和8年度末）で事業を終了する場合、令和7年4月に本市へ協議を申し込んでください。

## 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格（選定対象からの除外）とします。

- (1) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提案書類に重大な不備又は不足があった場合（必要事項を充足していない場合も含む）
- (3) その他、不正行為があった場合

## 10. その他

- (1) 本募集要項内の定義等は、本市の解釈によるものとします。
- (2) 応募者は選定後において、募集要項の内容について不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 事業者は、選定された提案書の記載事項及びプレゼンテーション審査での説明事項について、遵守し、計画どおり、誠実に履行してください。
- (4) 応募に関する一切の費用は、応募者の負担となります。
- (5) 天災等の不可効力による場合又は本公募を適正に執行することができない恐れがある場合は、既に公告若しくは通知した事項の変更又は日程の延期又は中止することがあります。また、この場合において、事業者は応募に要した費用を本市に請求することはできません。
- (6) 本市が配布及び公表する資料は、本公募に関する検討以外に使用することを禁じます。また、応募者から提出された書類は返却しないものとし、目的外には使用しません。
- (7) 提出された事業提案書及び図面の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市が本公募に関する報告、公表のために必要と認めるときは、応募者の承諾を得ることなく、無償で使用できるものとします。
- (8) 提案募集に係る公文書公開請求があった場合、吹田市情報公開条例等の各種法令等に基づき、提案書類を公開することがあります。

## 【提出書類一覧】

項目	番号	様式	名称	備考	副本
事業者の概要	1-1	様式1	提出書類一覧表	チェックの上、提出	-
	1-2	様式2	吹田市保育所及び小規模保育事業所A型設置事業提案書		○
	1-3	様式3	法人の概要書		○
	1-4	-	法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	提出日前から3か月以内に発行されたもの	-
	1-5	-	法人印鑑登録証明書	提出日前から3か月以内に発行されたもの	-
	1-6	-	定款又は寄附行為（写）	原本証明が必要	-
	1-7	様式4	経営者・役員一覧		○
	1-8	様式5	経営者・役員の履歴書		○
	1-9	様式6	経営施設一覧	概要が分かるものを追加で添付可能	○
	1-10	様式7	監査実績一覧	直近2か年分	○
	1-11	-	監査において指摘があった旨が確認できる書類（写）	監査実績一覧で改善事項がある場合は内容が分かるもの	○
	1-12	任意	法人理事会等の議事録の写し等	整備に関する意思決定が確認できるもの	-
施設整備計画	2-1	様式8	保育所等設置事業計画書		○
	2-2	様式9	小規模保育事業等連携施設支援確約書（写）	【保育所のみ】連携支援の確約ができている場合	-
	2-2	様式9-2	小規模保育事業等の連携施設承諾書	【小規模保育事業所A型のみ】連携支援の確約ができている場合	-
	2-3	任意	事業工程表	事業全体スケジュールを記入（工事・ソフト）	○
	2-4	様式10	各室面積表		○
	2-5	任意	配置図	屋外遊技場の範囲、面積、駐輪台数を記入	○

項目	番号	様式	名称	備考	副本
施設整備計画	2-6	任意	平面図	屋外遊技場、居室名、面積、利用人数、設備（手洗い、収納等）を記入	○
	2-7	任意	立面図		○
	2-8	任意	不動産の概要が分かる書類	取得価格、賃借料が確認できるもの	○
	2-9	-	建築確認申請書もしくは建物の耐火構造が分かる内容を含むもの	既存建物の活用のみ	○
	2-10	-	建築検査済証もしくは建築確認台帳記載事項証明	既存建物の活用のみ	○
開園準備	3-1	様式11	開園準備計画書		○
職員体制	4-1	様式12	職員配置計画書		○
	4-2	様式13	施設長予定者の履歴書	保育士の場合は、保育士証を添付	○
	4-3	様式14	配置職員ローテーション表	定員での入所を想定した配置ローテーション表（月～土）	○
保育計画	5-1	様式15	保育計画書		○
	5-2	任意	全体的な計画		○

目 項	番号	様式	名称	備考	副本
経営状況	6-1	任意	決算書（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）	直近3か年分（3事業年度に満たない場合は全事業年度分） 原本証明が必要	○
	6-2	-	法人税及び法人市府民税について、滞納のないことの証明書（納税証明書） ※法人税については「納税証明書（その4 滞納処分を受けたことがない証明用）」	直近3か年分（3事業年度に満たない場合は全事業年度分） ※非課税事業者で証明が発行できない場合、「非課税事業者であることの申告書」でも可能	-
	6-3	様式16	収支予算書	事業開始後5か年分	○
	6-4	様式17	資金計画書		○
	6-5	様式18	残高一覧		-
	6-6	-	残高証明書	提出日前から1か月以内に発行されたもの	-
	6-7	様式19	借入金返済計画書		○

## 【審査基準】 保育所

審査項目		審査の視点	配点
事業者の概要	事業者の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉の理念、公共性、公益性を有し、社会的使命を担っている事業者か。</li> <li>・子どもの権利条約、保育所保育指針、本市のこども計画等の子供に関連する法令、方針、計画等の趣旨を理解し、子供の視点に立った保育を実施できる事業者か。</li> </ul>	20
	事業者の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の本部又は支部の所在地が、吹田市内又は近隣市にあるか。</li> </ul>	
	運営管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に対するマニュアルの整備や、相談窓口の設置が行われているか。</li> <li>・苦情の内容について公表する等の具体的な策が講じられているか。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保管・管理が適切に行われているか。</li> <li>・個人情報の取り扱いについて、法令等に基づき、適正な策が講じられているか。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価の実施等、客観的な外部の意見を運営に反映させる体制を構築しているか。</li> </ul>	
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から培われた施設運営のノウハウを生かし、安定した運営が期待できるか。</li> </ul>		
立地	立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に優先的に整備する必要がある立地か。 (募集要項 P2 参照)</li> </ul>	10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅に近い等、施設利用者・保育従事者にとって、利便性が高い立地か。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び建物が自己所有である等、安定的かつ継続した施設運営が担保されているか。</li> </ul>	

審査項目		審査の視点	配点
施設整備計画	定員	・本市の需給状況に見合った定員を設定しているか。	20
		・1～3歳児の提供量不足解消に寄与する人数か。	
		・地域型保育事業所の卒園児を受け入れる予定があるか。	
	保育室	・保育室等の1人当たりの面積が十分に確保されており、保育に適した環境となっているか。	
	園庭	・敷地内に十分な面積の園庭が確保されており、保育に適した環境となっているか。	
	駐輪場	・駐輪スペースが十分に確保されており、保護者の送迎等に支障がないか。	
防犯、騒音対策、衛生管理		・防犯カメラ、目隠し塀、非常警報装置、通報装置等が設置されているか。	
		・騒音及び振動等の周辺環境に及ぼす影響に十分配慮しているか。	
		・定員数に見合う手洗用設備が室内に設置されているか。	
開園準備	開園準備	・必要な職員を開園前に確保できているか。	5
		・開園前に職員に研修を実施する予定があるか。	
		・開園前に地域住民等に事業内容を説明する等、地域と信頼関係を築けるような機会を設けているか。	
職員体制	施設長	・保育士資格を有し、十分な施設長経験があり、施設の運営が適切に行えるか。	20
	職員体制	・十分な職員数の配置が見込まれているか。	
		・十分な経験を有する職員の配置が見込まれているか。	
		・よりよい保育環境を提供するために必要な職員の配置が見込まれているか。	
		・常勤職員の配置が見込まれているか。	
	人材確保	・有給休暇取得促進・離職防止策の実施等、職員が継続して勤務できる職場環境が整備されているか。	
		・保育士資格の取得支援等、保育士確保につながる取組を実施する予定があるか。	
	人材育成	・保育に必要な知識及び技術を習得できるように職場内外で必要な研修を実施する予定があるか。	
・職員の経験年数や職階等に応じた育成目標を設定し、継続的な成長につながる人材育成体制が整備されているか。			

審査項目		審査の視点	配点
保育計画	保育内容	・保護者ニーズに応じた延長保育時間を設定しているか。	20
		・発達に課題があり、支援が必要な子供を受け入れるための体制が整っているか。	
		・多様なニーズに応えるため、一時預かり事業やこども誰でも通園制度等を実施する予定があるか。	
	給食	・乳幼児に相応しい食事の提供、食育、アレルギーのある子どもへの対応について、具体的な方針、計画、マニュアルが整備されているか。	
		・調理職員専用の手洗いシンクやトイレを設置する等、衛生面に配慮がなされているか。	
	安全対策等	・事故防止、防災、不審者対応等の具体的な方針、計画、マニュアルが整備されているか。	
虐待・不適切保育の防止	・虐待等の防止や不適切保育への対応に関する具体的な方針、計画マニュアルが整備されているか。		
地域連携	・地域に根差した施設となるべく、地域とどのような関わりを有するか。 ・地域の保護者を対象とした子育て支援事業等を積極的に実施しているか。 ・地域行事への参加、施設行事への招待を積極的に実施しているか。		
経営状況	・施設運営に関し、十分な資金力を有しているか。 (1)経常収支 (2)現預貯金額 (3)自己資本比率	5	
			100

【審査基準】小規模保育事業所 A 型

審査項目		審査の視点	配点
事業者の概要	事業者の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉の理念、公共性、公益性を有し、社会的使命を担っている事業者か。</li> <li>・子どもの権利条約、保育所保育指針、本市のこども計画等の子供に関連する法令、方針、計画等の趣旨を理解し、子供の視点に立った保育を実施できる事業者か。</li> </ul>	20
	事業者の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の本部又は支部の所在地が、吹田市内又は近隣市にあるか。</li> </ul>	
	運営管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に対するマニュアルの整備や、相談窓口の設置が行われているか。</li> <li>・苦情の内容について公表する等の具体的な策が講じられているか。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保管・管理が適切に行われているか。</li> <li>・個人情報の取り扱いについて、法令等に基づき、適正な策が講じられているか。</li> <li>・第三者評価の実施等、客観的な外部の意見を運営に反映させる体制を構築しているか。</li> </ul>	
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から培われた施設運営のノウハウを生かし、安定した運営が期待できるか。</li> </ul>		
立地	立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に優先的に整備する必要がある立地か。(募集要項 P2 参照)か。</li> </ul>	10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅に近い等、施設利用者・保育従事者にとって、利便性が高い立地</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び建物が自己所有である等、安定的かつ継続した施設運営が担保されているか。</li> </ul>	
施設整備計画	定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の需給状況に見合った定員を設定しているか。</li> <li>・1歳児の提供量不足解消に寄与する人数か。</li> </ul>	20
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市内で卒園児の受入れ先を確保しているか。</li> </ul>	
	保育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室等の1人当たりの面積が十分に確保されており、保育に適した環境となっているか。</li> </ul>	
	園庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内又は近隣地に園庭が確保されているか。</li> </ul>	
	駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪スペースが十分に確保されており、保護者の送迎等に支障がないか。</li> </ul>	
	防犯、騒音対策、衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ、目隠し塀、非常警報装置、通報装置等が設置されているか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音及び振動等の周辺環境に及ぼす影響に十分配慮しているか。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員数に見合う手洗用設備が室内に設置されているか。</li> </ul>			

審査項目		審査の視点	配点
開園準備	開園準備	・必要な職員を開園前に確保できているか。	5
		・開園前に職員に研修を実施する予定があるか。	
		・開園前に地域住民等に事業内容を説明する等、地域と信頼関係を築けるような機会を設けているか。	
職員体制	施設長	・十分な施設長経験があり、施設の運営が適切に行えるか。	20
	職員体制	・十分な職員数の配置が見込まれているか。	
		・十分な経験を有する職員の配置が見込まれているか。	
		・より良い保育環境を提供するために必要な職員の配置が見込まれているか。	
		・常勤職員の配置が見込まれているか。	
	人材確保	・有給休暇取得促進・離職防止策の実施等、職員が継続して勤務できる職場環境が整備されているか。	
		・保育士資格の取得支援等、保育士確保につながる取組を実施する予定があるか。	
	人材育成	・保育に必要な知識及び技術を習得できるように職場内外で必要な研修を実施する予定があるか。	
・職員の経験年数や職階等に応じた育成目標を設定し、継続的な成長につながる人材育成体制が整備されているか。			

目 項 査 審		審査の視点	配点
保育計画	保育内容	・保護者ニーズに応じた延長保育時間を設定しているか。	20
		・発達に課題があり、支援が必要な子供を受け入れるための体制が整っているか。	
		・多様なニーズに応えるため、一時預かり事業やこども誰でも通園制度等を実施する予定があるか。	
	給食	・乳幼児に相応しい食事の提供、食育、アレルギーのある子どもへの対応について、具体的な方針、計画、マニュアルが整備されているか。	
		・調理職員専用の手洗いシンクやトイレを設置する等、衛生面に配慮がなされているか。	
	安全対策等	・事故防止、防災、不審者対応等の具体的な方針、計画、マニュアルが整備されているか。	
	虐待・不適切保育の防止	・虐待等の防止や不適切保育への対応に関する具体的な方針、計画、マニュアルが整備されているか。	
地域連携	・地域に根差した施設となるべく、地域とどのような関わりを有するか。 ・地域の保護者を対象とした子育て支援事業等を積極的に実施しているか。 ・地域行事への参加、施設行事への招待を積極的に実施しているか。		
連携施設	・保育内容の支援、代替保育等についての連携施設を確保しているか。		
経営状況	経営状況	・施設運営に関し、十分な資金力を有しているか。 (1)経常収支 (2)現預貯金額 (3)自己資本比率	5
			100

**【提出・問合せ先】**

吹田市児童部保育幼稚園室 整備グループ

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番 40 号

直通電話番号 06-6155-5486

F A X 番 号 06-6384-2105

M A I L [hoiku\\_keiriseibi@city.suita.osaka.jp](mailto:hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp)